

報第5号

令和元年度橿原市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和元年度橿原市健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

令和2年9月2日報告

橿原市長 亀田 忠彦

令和元年度橿原市健全化判断比率報告書

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和元年度	— (△1.58)	— (△18.43)	5.3	56.6
早期健全化基準	12.15	17.15	25.0	350.0

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「－」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことを示し、下段括弧内に、参考値として負の値で併記した。

令和元年度橿原市資金不足比率報告書

(単位：％)

	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業	— (△113.90)	20.0
下水道事業	— (△29.14)	20.0

※ 上水道事業及び下水道事業における資金不足比率の「－」は、資金不足額が生じていないことを示し、下段括弧内に、参考値として負の値で併記した。